

処分方法	産業廃棄物				特別管理産業廃棄物		
	別表1	別表2	別表3	別表4	別表5	別表6	別表1
適用法令	燃え殻、ばいじん、汚泥(埋立)、指定下水汚泥	有機汚泥、動植物残渣(海洋投入)	無機性汚泥(海洋投入)	廃酸・廃アルカリ、家畜ふん尿(海洋投入)	燃え殻、ばいじん	燃え殻、ばいじん(Hg含有)、その処理物、汚泥	鉱さい、廃PCB
廃棄物の種類	燃え殻、ばいじん、汚泥(埋立)、指定下水汚泥	有機汚泥、動植物残渣(海洋投入)	無機性汚泥(海洋投入)	廃酸・廃アルカリ、家畜ふん尿(海洋投入)	燃え殻、ばいじん	燃え殻、ばいじん(Hg含有)、その処理物、汚泥	鉱さい、廃PCB
検定方法	溶出	含有	溶出	含有	溶出	溶出	溶出
アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
水銀又はその化合物	0.005	0.025	0.0005	0.025	0.005	0.005	0.005
カドミウム又はその化合物	0.09	0.03	0.003	0.03	0.09	0.09	0.09
鉛又はその化合物	0.3	1	0.01	1	0.3	0.3	0.3
有機りん化合物	1	1	検出されないこと	1	1	1	1
六価クロム化合物	1.5	0.5	0.05	0.5	1.5	1.5	1.5
砒素又はその化合物	0.3	0.15	0.01	0.15	0.3	0.3	0.3
シアン化合物	1	1	検出されないこと	1	1	1	1
ポリ塩化ビフェニル	0.003	0.003	検出されないこと	0.003	0.003	0.003	0.003
トリクロロエチレン	0.1	0.1	0.01	0.1	0.1	0.1	0.1
テトラクロロエチレン	0.1	0.1	0.01	0.1	0.1	0.1	0.1
ジクロロメタン	0.2	0.2	0.02	0.2	0.2	0.2	0.2
四塩化炭素	0.02	0.02	0.002	0.02	0.02	0.02	0.02
1,2-ジクロロエタン	0.04	0.04	0.004	0.04	0.04	0.04	0.04
1,1-ジクロロエチレン	1	1	0.1	1	1	1	1
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	0.4	0.04	0.4	0.4	0.4	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	3	3	1	3	3	3	3
1,1,2-トリクロロエタン	0.06	0.06	0.006	0.06	0.06	0.06	0.06
1,3-ジクロロプロパン	0.02	0.02	0.002	0.02	0.02	0.02	0.02
ベンゼン	0.1	0.1	0.01	0.1	0.1	0.1	0.1
チウラム	0.06	0.06	0.006	0.06	0.06	0.06	0.06
シマジン	0.03	0.03	0.003	0.03	0.03	0.03	0.03
チオベンカルブ	0.2	0.2	0.02	0.2	0.2	0.2	0.2
セレン又はその化合物	0.3	0.1	0.01	0.1	0.3	0.3	0.3
1,4-ジオキサン	0.5	0.5	0.05	0.5	0.5	0.5	0.5
ダイオキシン類	3ng/g	-	-	-	3ng/g	3ng/g	3ng/g
有機塩素化合物	-	4	1	4	-	-	-
銅又はその化合物	-	10	0.14	10	-	-	-
亜鉛又はその化合物	-	20	0.8	20	-	-	-
弗化物	-	15	3	15	-	-	-
パラジウム又はその化合物	-	2.5	0.25	2.5	-	-	-
クロム又はその化合物	-	2	0.2	2	-	-	-
ニッケル又はその化合物	-	1.2	0.12	1.2	-	-	-
パラジウム又はその化合物	-	1.5	0.15	1.5	-	-	-
フェノール類	-	20	0.2	20	-	-	-
油分(mg/l)		15	15	15			
pH				pH5~9			
含水率	85%以下(汚泥)					85%以下(汚泥)	
強熱減量	15%以下 ※1						

※1 15%以上の場合は埋立時に埋立層の厚さについての基準があり、埋立ができないわけではありません。

※2 汚泥、廃酸・廃アルカリ、動植物残渣、家畜ふん尿については視認できる油膜が生じないことが基準です。